

## 第 T 6 0 作業班設置要綱

平成 1 1 年 5 月 2 7 日  
第 2 5 回規格会議決定  
平成 1 4 年 7 月 2 5 日  
第 4 4 回規格会議決定  
平成 1 4 年 1 1 月 2 7 日  
第 4 6 回規格会議決定

### 1 設置

規格会議運営細則（以下「細則」という。）第 1 8 条の規定に基づき、「ワイヤレスカードシステム標準規格（A R I B S T D - T 6 0）」、「ワイヤレスカードシステムの応用技術資料（A R I B T R - T 1 0）」及び「誘導式読み書き通信設備（ワイヤレスカード等）A R I B S T D - T 8 2」の維持改定並びに関連する省令の変更に伴う改定等を行うため、第 T 6 0 作業班（以下「作業班」という。）を設置する。

### 2 審議事項

作業班は、ワイヤレスカードシステム及び誘導式読み書き通信設備（ワイヤレスカードシステム等）に関する標準規格及び技術資料の改定等の原案を作成する。

### 3 構成

- 一 作業班は、細則第 1 9 条の規定に基づき構成する。
- 二 作業班には、細則第 2 0 条の規定に基づき主任及び副主任を置く。

### 4 設置期間

作業班は、別に規格会議が定める日までの間設置する。

### 5 委任

作業班に関する必要なその他の事項は、作業班において別に定める。